

議案第 52 号

小松島市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成 24 年小松島市条例第 21 号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年 6 月 10 日提出

小松島市長 濱田 保徳

## 小松島市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年小松島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第5号中「卒業者」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。